平成２２年（フ）第７４２３号
大阪府交野市向井田２丁目６番13号
債務者　久角　大昌
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７号
北海道北見市常呂町字常呂528番地
破産者　株式会社大恵食品
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１１４号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目256
破産者　長浜酒店こと　長浜　勝一
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８６号
兵庫県神崎郡福崎町南田原3206番地１
破産者　生田建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１９４号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目16番27号
破産者　有限会社中勝工業
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６０５号
愛知県江南市河野町一色34番地
破産者　株式会社タグチ
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５号
三重県鈴鹿市御薗町5371番地
破産者　株式会社エイチ・アイ・エスファクトリー
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５９７号
京都府京田辺市多々羅中垣内71番地の２
破産者　モリヒロ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７０８号
長崎県島原市中安徳町丁4326番地
破産者　ニチエイ食品工業株式会社
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８９号
埼玉県加須市小野袋944―17
破産者　新井　雅彦
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷２丁目12番９号
破産者　堀ノ内理恵
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
福島県郡山市田村町徳定字八斗蒔田27番地の２
破産者　菊地　　清
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６６３号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘６棟1004号
破産者　徳山　光子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４６号
名古屋市緑区砂田１丁目201番地　サンマンションアトレ滝の水南502号
破産者　ＬＩＦＥ．ＣＯＴＴＯＮナルセこと　成瀬　泰久
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４２４号
大阪市東淀川区大道南２丁目６番４号　ピアチェーレＤＡＩＤＯ301号
破産者　細谷　豢城
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４２１号
神戸市須磨区妙法寺字地子田1035番地の６、従前の住所タイ国
破産者　長谷川裕晃
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目２番７号　サウス武庫之荘201
破産者　村山ゆかり
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市町田139―１―２、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町山之内乙430番地８
破産者　浜谷商店こと　濱谷　良紀
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部